

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月12日

国立大学法人浜松医科大学
理事 河本 雅 弘

1 工事概要

- (1) 工事名 浜松医科大学ホスピタル・ラボ等新営電気設備工事
- (2) 工事場所 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号（浜松医科大学構内）
- (3) 工事概要 本工事は鉄骨造・地上5階建・延べ面積2,511㎡（渡り廊下含む）のホスピタル・ラボの新営工事及び鉄骨造・地上2階建・延べ面積726㎡の神経機能分子解析施設の新営工事に伴う電気設備工事である。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで。
財政法の定めによる承認を得た場合は延長予定。
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、理事（財務担当）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係る令和5、6年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」及び「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。
- (5) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の、病院、図書館、校舎・研究施設、事務所・庁舎又は宿舎・研修施設で延べ面積100㎡以上の新增改築電気設備工事又は改修電気設備工事の実績を有すること。（新增改築工事及び改修工事を合わせて施工した場合は延べ面積と改修延べ面積の合計が100㎡以上であること。）（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成20年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した上記(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照））。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記3(3)の①及び②の評価項目において、最高31点を与える。「施工体制評価点」は、下記3(3)③の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記3(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

- ① 企業の技術力
 - ・企業の施工能力
 - ・配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
 - ・法令遵守（コンプライアンス）
 - ・地域精通度
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進
- ③ 企業の施工体制
 - ・品質確保の実効性
 - ・施工体制確保の確実性

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒431-3192 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号
浜松医科大学施設課企画係
電話053-435-2138

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

令和6年1月12日（金）から令和6年1月23日（火）まで。

入札説明書は本学HPの入札公告（建設工事）からダウンロードすること
（<https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/procurement-info/supply2.html>）。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和6年1月12日（金）から令和6年1月23日（火）日曜日、土曜日および祝日を
除く毎日の9時00分から17時00分まで。上記（1）に同じ。

電子入札システム（上記期間内で、利用可能な日時に限る）、持参、郵送（書留郵便等
の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限
る。提出期間内必着。）すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和6年1月31日（水）から令和6年2月8日（木）の15時00分まで
に、電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は上記（1）
に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札日時：令和6年2月9日（金）15時30分

開札場所：〒431-3192 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号
浜松医科大学管理棟2階ミーティングルーム（電子入札システム）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付 ただし、有価証券等の提供又は銀行、理事（財務担当）が確実に認
める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることがで
きる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行
った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚
偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 本学が作成した予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもっ
て有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっ
ては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ
るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれが

- あつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
 - (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
 - (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
 - (10) 手続における交渉の有無 無
 - (11) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
 - (12) 詳細は入札説明書による。